

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成19年  
2月9日  
(金曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課)……………三

解除予定保安林 (長門市) (森林整備課)……………三

柳井南町土地区画整理事業の事業計画の変更認可 (都市計画課)……………三

道路の位置の指定 (建築指導課)……………三

公告

一般競争入札の実施 (医務保険課)……………三

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (三件) (商政課)……………五

教委公告

一般競争入札の実施……………七

雑報

県報の正誤 (平成十九年二月二日山口県告示第五十四号)……………八

### 山口県告示第六十一号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年二月九日から同年三月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活環境課において公衆の縦覧に供

する。

平成十九年二月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 株式会社ブリヂストン  
住 所 東京都中央区京橋二丁目一〇番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社ブリヂストン防府工場  
所 在 地 防府市大字浜方一〇〇番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3$ /時)	工事着手 予 定 日	工事完成 予 定 日	使用開始 予 定 日	使用時間 間隔
七二	一一〇	平成一九、 三、二	平成一九、 四、三〇	平成一九、 五、一	連 続 二 四 時 間 一 日 当 た の 使 用 間 隔 季 節 的 変 動 の 概 要

備考 「七二」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十二号のし尿処理施設をいう。

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	七	通 常 最 大	通 常 最 大	八〇〇
八	八・六	八	一〇	八五〇
八	五・八	八	二〇	
三	一〇	六	一五	
五	二〇	"	検出せず	
六	一〇	検出せず	二〇	
一五	二〇	検出せず	六〇	
"	検出せず	検出せず	二	
検出せず	二〇	検出せず	八	
検出せず	六〇	検出せず		
検出せず	通 常	検出せず		
検出せず	最 大	検出せず		
八〇〇	一〇	通 常		
八五〇	一〇	最 大		

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

し尿処理施設	種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		処理後	処理前		
"	"	通 常 最 大	通 常 最 大	八	"
"	"	七	八・六	一〇	一〇
"	"	七	五・八	二〇	一〇
"	"	八	一五〇	一〇	一〇
"	"	八	一六〇	二〇	一〇
"	"	八	二五〇	二〇	一〇
"	"	八	二六〇	七〇	一〇
"	"	八	八〇	六〇	一〇
"	"	八	五	二	一〇
"	"	八	一〇	八	一〇

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

し尿処理施設	種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	間 隔 時間	使用時間	概 率 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七二	通 常 最 大	通 常 最 大	一〇
七	八・六	一〇	二〇
七	五・八	二〇	一〇
七	八	二〇	二〇
七	八	六〇	二
七	八	二	八
七	八	二	一〇
七	八	二	一〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

**山口県告示第六十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十九年二月九日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称 認可年月日  
周東中曽根土地改良区 平成一九、一、三〇

**山口県告示第六十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成十九年二月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除予定保安林の所在場所  
長門市深川湯本字三谷二二一の一九（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第六十四号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十条第一項の規定に基づき、柳井南町土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年二月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 土地区画整理事業の名称  
柳井南町土地区画整理事業

二 事務所所在地

柳井市中央三丁目一六番一号  
施行認可の年月日

平成十八年七月十一日  
変更認可の年月日

平成十九年二月九日

**山口県告示第六十五号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成十九年二月九日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 下松市大字末武上字花岡二二〇二の三及び二二〇六の四	幅 (メートル) 四・〇～五・〇	延 (メートル) 三九・七	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 一六二・八〇
-------------------------------------	------------------------	---------------------	-------------------------------------



**(六五) 一般競争入札の実施**

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年二月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 入札に付する事項  
次に掲げる物品等の購入  
(一) 物品等の名称  
電気

- (一) 物品等の予定数量  
千三百七万千キロワット時
- (二) 物品の特質等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期間  
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間
- (四) 納入場所  
山口県立総合医療センター
- (五) 入札参加資格  
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づき資格審査において、その他の種目について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六条の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。
- 三 契約条項を示す場所  
防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター事務局経理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
平成十九年二月九日から同月二十三日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県立総合医療センター事務局経理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限  
(一) 記載方法  
落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総

- (一) 提出場所  
山口県立総合医療センター事務局経理課
- (二) 受領期限  
平成十九年三月二十二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年三月二十三日午後二時)
- (三) 入札を執行する場所及び日時  
防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター二階第二会議室
- (四) 日時  
平成十九年三月二十三日午後二時
- 七 入札保証金  
免除する。
- 八 無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
(一) 入札参加資格のない者がした入札  
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札  
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法  
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他  
(一) 契約担当者  
山口県立総合医療センター院長 児玉 隆浩
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否  
要
- (四) 契約保証金  
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。  
 (六) 詳細については、山口県立総合医療センター事務局経理課(電話〇八三五―二一四四―)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Grand Medical Center
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 13,071 million kWh.
- (3) Delivery period: April 1, 2007 to March 31, 2010
- (4) Delivery place: Yamaguchi Grand Medical Center
- (5) Section in charge of procurement and Contact point for inquiry: Accounting Division, Yamaguchi Grand Medical Center Secretariat, TEL: 0835-22-4411
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. March 22, 2007  
 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M. March 23, 2007)

(六六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年二月九日から同年六月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び阿武町役場において公衆の縦覧に供します。

平成十九年二月九日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンマート奈古店

所在地 阿武郡阿武町大字奈古二二一六の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社サンマート 住所 防府市大字新田一〇二二の三 代表者の氏名 田中 康男

三好新一郎 阿武郡阿武町大字奈古二二七九六

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住所 代表者の氏名

株式会社サンマート 防府市大字新田一〇二二の三 田中 康男

阿武の鶴酒造合資会社 阿武郡阿武町大字奈古二二七九六 三好新一郎

久保田龍裕 " " 二七九七の二

有限会社兼隆水産 " " 二二二二の二 兼原 隆

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年九月二十四日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三六六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

九一台

(二) 駐車場の収容台数

四〇台

(三) 荷さばき施設の面積

八八平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

二〇立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社サンマート 午前九時 午後九時

阿武の鶴酒造合資会社 午前九時三〇分 午後八時

久保田龍裕 午前八時一五分 午後六時三〇分

有限会社兼隆水産 午前九時 午後六時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時から午後九時十五分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後六時まで

八 届出年月日

平成十九年一月二十三日



(六七) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年二月九日から同年六月十一日までの間、山口県商工労働部商政課並びに光市経済部商工観光課及び光市大和支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年二月九日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリ岩崎チエーン光小周防店

所在地 光市大字小周防一六五〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社岩崎宏健堂 住 所 代表者の氏名

株式会社岩崎宏健堂 周南市福川三丁目一八番二二号 河戸憲一郎

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社岩崎宏健堂 周南市福川三丁目一八番二二号 河戸憲一郎

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年十月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六五三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

六六台

(二) 駐輪場の収容台数

一四台

(三) 荷さばき施設の面積

六〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社岩崎宏健堂 午前九時三〇分 午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後八時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

一箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後八時まで

八 届出年月日

平成十九年一月二十九日

(六八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年二月九日から同年六月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年二月九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コジマNEW宇部店

所在地 宇部市東見初町五二五の二二六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号 小島 章利

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号 小島 章利

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年二月二十九日

山口県知事 二井 関 成

九 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年二月二十九日

十 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年二月二十九日

平成十九年十月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四、二〇〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

二三五台

(二) 駐輪場の収容台数

一〇一台

(三) 荷さばき施設の面積

五六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

七〇立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

株式会社コジマ

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十九年一月三十一日



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年二月九日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

実習船青海丸の中間検査業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

入札説明書及び仕様書による。

(四) 履行場所

県内の造船所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十四号)に基づき資格審査において、自動車及び船舶等について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) ドライドックを有する者であること。

三 契約条項を示す場所

長門市仙崎一〇〇二番地 山口県立水産高等学校

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立水産高等学校において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (一) 提出場所  
山口県立水産高等学校
- (二) 受領期限

平成十九年三月二十七日午後五時(入札書を持参する場合は、平成十九年三月二十八日午前十一時)

- 六 入札を執行する場所及び日時
- (一) 場所  
長門市仙崎一〇〇二番地 山口県立水産高等学校
- (二) 日時

- 七 入札保証金  
免除する。
- 八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

- 九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 十 その他

- (一) 契約担当者  
山口県立水産高等学校長 藤原 泰紀
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否  
要
- (四) 契約保証金  
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局会計課に申請書を提出すること。  
(六) 詳細については、山口県立水産高等学校(電話〇八三七二六〇九一一)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Prefectural Fisheries Senior High School
- (2) Nature and quantity of the service to be required: A regular inspection and general repair of the Fisheries training ship *Omi-maru*
- (3) Term of contract: Specified in the tender manual
- (4) Place of the performance of the service: A shipyard in Yamaguchi Prefecture
- (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice Management Section: Office division, Yamaguchi Prefectural Fisheries Senior High School (Phone: 0837-26-0911)
- (6) Time-limit for tender: 5:00 P.M. March 27, 2007  
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M. March 28, 2007)



正 誤

平成十九年二月二日山口県告示第五十四号(県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等)

ページ	段	行	誤	正
六	上	左から九	定期検査業務	中間検査業務

平成十九年二月九日印刷  
平成十九年二月九日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)